

第 12 回農林業まつり

当日は、各協力団体の特設ブースを設け、市内農林産物の展示や直売が行われます。この他にも、日用雑貨の販売や野菜のせりを行います。また、市のゆるキャラ「たまじまる」も登場します。楽しい企画を用意していますので、多くのみなさんのご来場をお待ちしています。

開催日時

11月26日(土)

午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分

場所 市役所センタープラザ
(小雨決行)

農林産物品評会・作品の募集

市では、農林業まつりに併せて、農林産物品評会を行います。出品を希望される方は、次の内容で出品してください。

※出品者には記念品をお贈りしますが、出品された農林産物は、展示後に販売されます。

※収益金は、すべて募金させていただきます。ご了承ください。

■ 提出日時 11 月 25 日 (金) 午前 9 時～11 時

■ 提出場所 JA クレイン市内各支店、市役所センタープラザ

※ JA クレイン市内各支店への提出は午前 10 時までです。

●問い合わせ

経済課農村地域づくり担当 (☎ 62-3119)

■ 募集品目

白菜	2 株	ほうれん草	2 束 (250g)
キャベツ	2 株	ネギ	1kg または 1 束
春菊	2 束	チンゲンサイ	2 束または 5 束
小松菜	2 束	カリフラワー	2 株
ブロッコリー	2 株		
大根	2 本	カブ	5 株
ゴボウ	3 本	人参	3 本
ばれいしょ	5 個	さつま芋	3 本
里芋 (子芋)	1 株または 5 個	長芋	1 本
こんにゃく	2 個		
ダイズ	1 合	小豆	1 合
カキ	5 個	柚子	5 個
キウイフルーツ	5 個		
シイタケ	300g	その他	

※この一覧以外のものは、類似した品目に準じて出品してください。

上野原こども園を見学しよう!!

旧市立病院跡地に建設を進めていた『上野原こども園』が完成しました。

市では、新しいこども園を、入園予定 (希望) 者だけでなく、広く市民のみなさんに見ていただくとう内覧会を実施します。

多くのみなさんの参加をお待ちしています。

●問い合わせ

福祉課福祉施設担当 (☎ 62-3115)

■日時 11 月 26 日 (土)

《午前の部》午前 11 時～正午

《午後の部》午後 1 時 30 分～2 時 30 分

※受付は、開始時間の 30 分前からとなります。

■場所 上野原こども園

※事前の申し込みは不要です。車でお越しの方は、園内に駐車ができますが、参加者多数の場合は、旧富士見ヶ池に駐車していただくことになります。ご了承ください。

有料広告募集 (裏表紙 3 枠・くらしのガイド下段)

市では、広告主を募集しています。事業主などのみなさん、ぜひ、ご活用ください。▶問 企画課政策推進担当 (☎ 62-3118)

広報うえのほら

PRESENTS

YAMANASHI 県産

手造りほうとうあずま

『ほうとう無料券』10 名様プレゼント

店舗紹介：平日午前 10 時～午後 2 時、土日祝日午前 10 時～午後 8 時営業 (不定休)。平日の夜は、電話予約可。広報うえのほらおトククーポンもご利用ください。
この無料券は、メニュー表の中から各種ほうとう (1,100 円～1,650 円のほうとう) をご自由選んでいただけます。



問い合わせ 手造りほうとうあずま 所在地 上野原市四方津 417 番地 電話 0554-63-1295)

「広報うえのほら」にお便り (興味を持った記事、広報に掲載してほしい記事、感想などを記入) をくださった方の中から手造りほうとうあずまより「ほうとう無料券」を 10 名の方にプレゼント。応募締め切りは、11 月 24 日 (木) 当日消印有効です。※当選の発表は、商品の発送をもってかえさせていただきます。※商品の発送は手造りほうとうあずまが行います (当選者の住所・氏名を事業主に伝えますが、この目的以外には使用しません)。※読者プレゼントを提供してくださる方を募集しています。

▶中・問 企画課政策推進担当 (☎ 62-3118) (〒409-0192 上野原市役所企画課広報うえのほら読者プレゼント係)



天然きのこほうとう

口伝による継承
守り続けた先人たち
脈々と繋がる『古在家神楽舞』

ご利用ください
広報うえのほら
おトククーポン
31 ページ左端に掲載
ご覧ください!!



この広報は、環境保護に配慮した再生紙と、
植物性インキを使用しています。



市の花
「リンドウ」



市の木
「ヤマモミジ」



市の鳥
「ウグイス」

contents ~今月の掲載~

24 22 21 20 14 8 4 2

- 24 農薬委員会からのお知らせ／平成28年分給与所得の年末調整等説明会／除雪作業協力事業所など募集／「知
- 22 うえのはら健康家族
- 21 オコシタイ通信
- 20 上野原初心者から見た、このまちの魅力
- 14 市長のひと言／市長への手紙 他
- 8 平成27年度 決算公表
- 4 守り継がれる 伝統の舞
- 2 フロントページ

36 32 30

- 36 知らせ・読者プレゼント
- 32 スマイルニュース
- 30 リンデンだより

すくすく育て、うえのはらっ子



～今月の表紙～

今月の表紙は、先月の9月22日に行われた古

～人の動き～

Table with 3 columns: Category, Population, Change from previous month

※人口および世帯数は、外国人登録者を含みます。

Front page



The Face of Uenohara

うえのはらの #52

AET (assistant English teacher: 英語指導助手)

ミッキー・モヒカ さん

『人の幸せが、私の幸せ!!』

昭和63年10月生まれで、28歳になるミッキーさん。昨年の1月に来日し、その8か月後には、AETとして上野原市秋山地区で生活するようになった。

MICKEY MOJICA

アメリカ合衆国テキサス州出身。昨年の1月に来日し、京都府で生活していた。同年9月からは、英語指導助手として、秋山小学校や秋山中学校に赴任。日中は、児童、生徒の英語指導にあたる。毎週火・金曜日の午後7時からは、地域の子どもたちを集めトレーニング教室を開催する。



(上) 参加した子どもたちと一緒にストレッチ。(下) 参加者は、子どもから大人まで年齢層が幅広く、毎回30名程度集まる。

火曜日と金曜日に秋山小学校体育館で地域の子どもやその保護者を集めてトレーニング教室を行う。ミッキーさんは、『トレーニングは、肉体だけでなく精神も鍛えられる、気持ち強くすることができ。また、やればできるという気付きやそれぞれが持つ悩みの解消へとつなげることもできる』また、『そのときにみせる参加者の喜びが私にとっての幸せでもある』とその想いを話す。



11



10



9



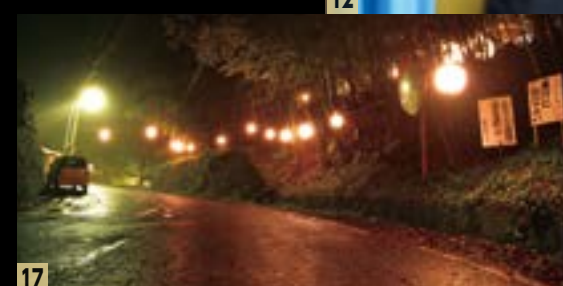
13



14

①古在家神楽舞の初座の舞「猿田」。②③④⑤
当日の朝、午前7時30分から会場の準備が
行われ、一番の大きな作業となる天幕が張ら
れた。この日はあいにくの大雨。天幕張りも
一苦労。⑥⑦⑧神楽舞の練習は、8月から約
15日間、師匠の指導を受けながら行われる。
本番の2日前に「そろいぐみ」と呼ばれる総
練習が行われた。⑨いよいよ神楽舞の始まり。
師匠が衣装などの確認を行う。⑩この神楽舞
は口伝による継承。化粧も記憶や過去の写真
を頼りに行われる。⑪演目「工藤藤」の化粧も
個性的。⑫「猿田」の舞いのできて、1年の
計を占うともいわれる。⑬舞台袖で出番を待
つ、演目「作代幕」のうすめ。⑭演目「ご祈
禱」に登場するおおかめ、楽屋で一休み。⑮午
後11時30分、幕が閉じられた。⑯閉幕後
に行われた反省会では、師匠と猿田の演者と
舞の技術について語り合っていた。⑰深夜2
時30分、神楽殿へと続く田和坂には、雨上
がりのしっとりとした空気が流れていた。

12



17



16



15



6



7



8

特集

守り継がれる 伝統の舞

300年の悠久の時を経て、今もなお、守り継がれる伝統の舞
『古在家神楽舞』。その伝統を紡ぐ、継承の様子を追った。

1



5



4



3



2

9月22日(祝・木)、西原
地区田和には、朝から大粒
の雨が降り続いていた。
この日、田和坂の先にあ
る神楽殿で行われた『古在
家神楽舞』。江戸時代から続
いているといわれるこの舞
は、悪魔除けや豊作感謝の
意味が込められている。こ
の伝統の舞を守り継いでい
るのが、古在家神楽舞保存
会と古在家とよばれる田
和、上平、扁盃、下城、川
通りの集落のみなさん。当
日は、約70名の古在家のみ
なさんが朝から集まり、そ
れぞれの記憶を頼りに、手
際よく準備が進められた。
午後6時、雨は未だにや
む気配がない。あたりが暗
くなり、肌寒くなるなか、
地域の安泰を願う初座の舞
『猿田』が舞われた。今年は、
12座ある演目のうち、8座
が舞われ、市内外から集ま
った観客を魅了した。
午後11時30分、最後の演
目『お祓い』が舞われ幕を
閉じた。ふと気付くと朝か
ら降り続いてきた雨はや
み、しっとりとした空気が
あたりをつつんでいた。今
年も、すべての伝統が守り
継がれた。



Interview 2

時代の流れをよみ 変わることも考え紡いでいく

古在家神楽舞保存会

師匠 ^{はしもと まさひろ} 橋本正博 さん

私は、山本師匠とともに7年前に大師匠から師匠の役を受け継ぎました。まだ師匠としての経験が浅く、指導にも迷いが生じることがあります。しかし、私たちの代で伝統の舞を絶やすことにでもなれば、先代たちに申し訳ないという想いで現在も師匠の役を務めています。

変化に対応する

昔の古在家神楽舞は、お彼岸のお中日（秋分の日）とその翌日の二晩行われていました。近年は、12座ある演目を隔年で半数の座を入れ替えて、1日のみ行っています。また、以前は古在家の集落に住む者だけ参加することができましたが、今ではその門戸を広げています。これも、西原地区の人口が少なくなり、神楽舞を守り継ぐ者が少なくなる

使命と責任

脈々とつながる古在家神楽舞。今年も無事この伝統を守り継いだ古在家神楽舞保存会の二人の師匠と保存会会長に話を聞きました。

古在家神楽舞保存会

Interview 1

練習から準備、そして本番、 そのすべてが伝統

古在家神楽舞保存会

師匠 ^{やまもと はちろう} 山本八郎 さん

古在家神楽舞は、師匠、囃子方、衣装方、化粧方、会長、各役員などで組織した保存会がその継承にあたっています。この伝統の舞を演者に指導、継承する役が師匠です。私は、7年前に、長年この重責を背負い伝統の舞を継承してきた大師匠、橋本弘節さんから師匠の役を受け継ぎました。私はこの時、『猿田』『四本剣』『祈禱』『和藤内』『鳥さし』『松こぎ』『工藤幕』『作代幕』『万才』『浦島』『神楽舞』『お祓い』の演目12座のうち、舞ったことのない演目の指導方法がわかりませんでした。また、経験の浅い私には、その他の演目も指導が難しくとても継承していく自信がありませんでした。しかし、橋本大師匠の教えを思い出し、重鎮で囃子方の降矢量男さん、船木光好さん

師匠を受け継ぐ



左) 囃子方の船木光好さんは、太鼓を打つ他にも、記録写真を撮ります。左下) 緑起物の花飾りは、幕が閉じた後、来場者に配られます。下) 笛をふく囃子方の降矢量男さん。次の世代へと笛の技術を伝えます。



んなど、多くの先輩方からご指導を受け、師匠の役を務めています。

伝統を守る力

神楽舞の継承は、伝統の舞だけではありません。8月から始まる練習や当日の準備、その細部にわたるすべてが伝統です。年配者が練習の仕方や天幕の張り方、当日用意するものなどを若い者に伝えていく、このような継承のあり方や世代を越えたつながりが古在家神楽舞を守り継ぐ力となるのだと思います。

伝統の舞を紡ぐ

時代は常に流れています。その時代に合わせて変わることも考え、本筋を見失わず伝統の舞を紡いでいくことが大切だと考えています。



上) 猿田の面は、神聖な面であるため、面に息がかからないように半紙を加えて面付けを行います。右上) 古くから受け継がれる面。右下) 結びがほどけないように念入りに結び目を確認する橋本師匠。

神楽舞の継承は地域の存続

以前の古在家神楽舞は、上野原高校の定時制が西原地区にあったこともあり、この伝統文化の継承を支える人足も十分足りていました。しかし、この学校がなくなり、西原地区の人口も減少していくにつれて、後継者の育成と伝統文化の保存、継承は大きな課題となっています。

この課題に対しては、これまで昭和37年に結成した古在家神楽舞保存会があたってきた。また、この保存会のメンバーは古在家とよばれる5つの集落のみなさん全員です。この集落のみなさんが協力し合い支え合ってきたからこそ、これまでこの伝統の舞を守り継いでこれたのだと思います。

この協力し支え合うことにより生まれる団結力は、人口減少が進む西原地区において、その存続を守る力にもなります。私は、古在家神楽舞が好きです。そして、生まれ育った西原地区が好きです。だからこそ、神楽舞、そして西原地区を次の代へとつなぎ、その魅力を伝えていきたいと考えています。

また、保存会の会長になって半年ばかりですが、私は、この気持ち大切にしていきたいと思っています。今年の古在家神楽舞は終わりましたが、縁あって八王子いちょう祭りで神楽舞を披露します。まだ見たことがない方はぜひ一度、見に来てください。私たちが舞う神楽舞を見ればその魅力を感じるはずです。多くのみなさんがこの伝統の舞を見ていただくことが、私たちにとって神楽舞を守り継いでいく原動力となります。



古在家神楽舞保存会
^{ふなき じい} 会長 船木示一 さん

Interview 3

八王子いちょう祭り 古在家神楽舞初披露

▶日時 11月19日(土)
午後1時~1時30分
▶場所 東浅川保健福祉センター(八王子市)
【問い合わせ】
西原出張所 ☎68-2002)
八王子いちょう祭り祭典実行委員会 ☎042-668-8383)

決算公表

平成27年度

歳入 201 億 6,875 万 2 千円 (前年度比 3.8%増)
歳出 192 億 6,348 万 5 千円 (前年度比 3.2%増)

市では、平成27年度の一般会計と特別会計（国民健康保健特別会計など16の特別会計）の決算をまとめました。
ここでは、市民のみなさんが納めた税金、国や県からの補助金および地方交付税などの歳入状況、また、その使い道の歳出状況などをお知らせします。

市の決算

決算は、市が行政サービスなどを行ううえで、どのくらいの収入があり、その収入をどのような事業にどの程度支出したかを表しています。市の会計は一般会計と特別会計に分けられます。各会計の決算額および対前年度比較については、下の表のとおりです。その状況を見ると、市全体としては、歳入が201億6875万2千円となり、前年度比3・8%の増、歳出が192億6348万5千円となり、前年度比3・2%の増となっています。

平成27年度決算総額（普通会計）

歳入総額 126 億 6,781 万 3 千円
歳出総額 121 億 7,742 万 1 千円

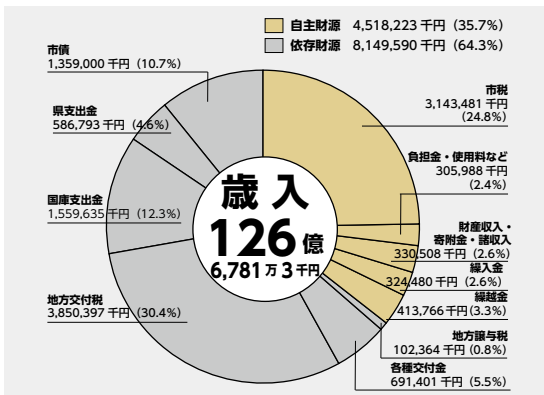
差引額 4 億 9,039 万 2 千円

差引額は、翌年度に繰り越しました。

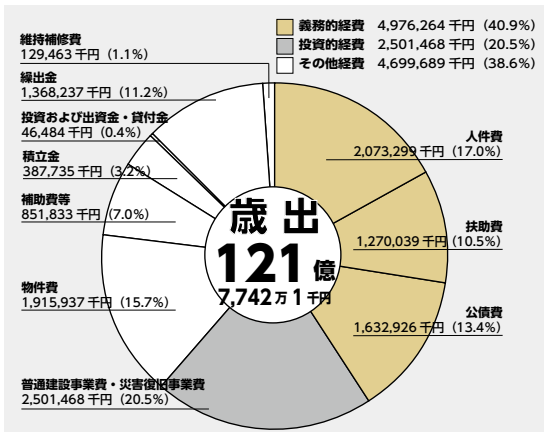
※普通会計とは、一般会計と教育奨励資金特別会計の合計です。

※平成27年度は、会計間の調整があるため、前頁の合計と一致しません。

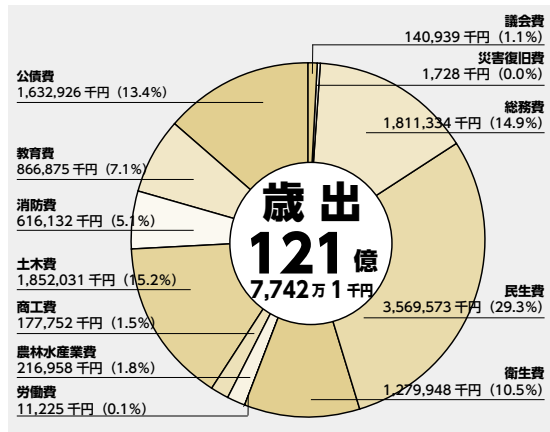
歳入の構成比



歳出（性質別）の構成比



歳出（目的別）の構成比



家計簿にしてみると (市の平成27年度普通会計決算を年収500万円の家庭に例えて、家計簿に置き換えてみました)

収入			支出		
種類	金額	歳入	種類	金額	歳出
給与	基本給	10万 3,333円	市税	6万 8,092円	人件費
	諸手当	15万 2,916円	地方交付税	4万 2,056円	扶助費
パート収入	パート収入	1万円	地方譲与税など	6万 2,884円	物件費
			地方譲与税や地方消費税交付金、地方特例交付金など		光熱水費・通信費
貯金の引出し	1万 834円	繰入金	家の増改築・車の購入	8万 2,110円	普通建設事業費・災害復旧事業費
繰越金	1万 3,750円	繰越金	家の修繕	4,406円	維持補修費
雑所得	1万 834円	財産収入、寄附金、諸収入	交際費	2万 8,038円	補助費等
親からの援助	7万 417円	国・県支出金	子どもへの仕送り	4万 6,462円	繰入金
		補助事業として、特定の目的のために国や県から交付されるお金	ローン返済	5万 3,672円	公債費
銀行からの借入金	4万 4,583円	市債	貯金	1万 2,817円	積立金
合計	41万6,667円		合計	40万537円	

家計簿に例えると
どうだろう

平成27年度歳入歳出決算額

(単位：千円)

会計区別		歳入		歳出	
		決算額	前年度比	決算額	前年度比
一般会計		12,675,375	1.1	12,184,983	0.5
特別会計	国民健康保険	3,725,280	13.5	3,694,193	13.4
	後期高齢者医療	514,147	5.9	512,833	6.0
	介護保険	2,150,827	3.6	2,052,734	0.7
	介護サービス事業	6,518	10.4	5,530	4.6
	公共下水道事業	696,725	5.4	696,460	5.4
	簡易水道事業	88,502	12.8	85,967	13.4
	教育奨励資金	541	△70.3	541	△70.3
	大目財産区	96,975	9.0	10,628	27.8
	甲東財産区	1,098	0.0	22	83.3
	巖財産区	110,732	0.1	584	1360.0
	島田財産区	61,744	4.8	8,587	62.3
	上野原財産区	24,845	0.1	8,989	6.3
	檜尾根外十二恩賜林保護財産区	2,481	3.4	293	148.3
	小金沢土室山恩賜県有財産保護組合西原分収益事業	3,107	1.3	10	0.0
	秋山財産区	7,906	5.7	927	21.2
	西棚ノ入外十一恩賜林保護財産区	1,949	1.4	204	△20.6
合計		20,168,752	3.8	19,263,485	3.2

※前年度比の単位は、パーセントです。

上野原市の貯金額は？

貯金額

55 億 8,788 万 8 千円

市民一人あたり

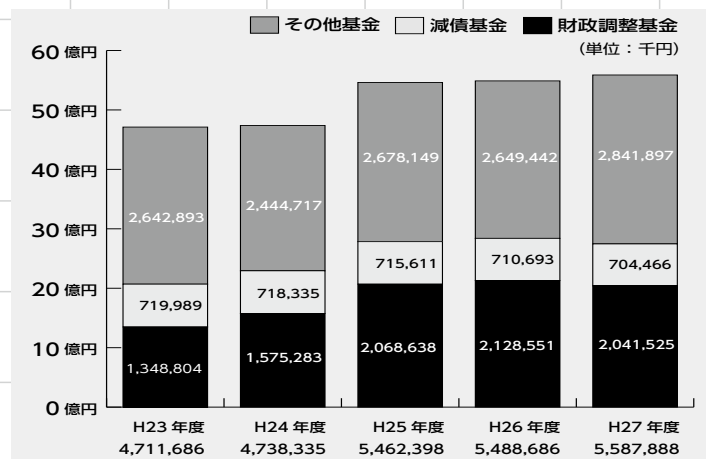
22 万 9,153 円

【住民基本台帳人口 24,385 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）】

平成 27 年度の基金残高の状況は、基金の取崩し合計 3 億 2,016 万 1 千円に対して、積立額が、合計 4 億 1,936 万 2 千円となり、前年度と比べ、基金残高は、約 1 億円増加しました。過去 5 年間の状況を見ると、平成 23 年度と比べて約 9 億円増加しています。

基金残高

基金とは、市の貯金、財政調整基金とは、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金、減債基金とは、借金（地方債）の返済に使う貯金のこと。



上野原市の借金額は？

借金額

195 億 9 千 7 万 5 千円

市民一人あたり

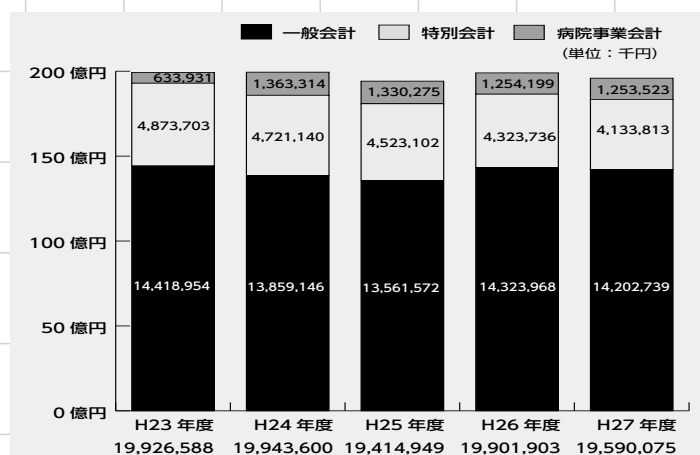
80 万 3 千 366 円

【住民基本台帳人口 24,385 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）】

地方債残高

平成 27 年度一般会計および市全体の地方債残高の状況は、償還額が借入額を上回ったことにより、前年度と比べると約 3 億円減少しました。また、過去 5 年間の状況を見ると、平成 23 年度と比べても市全体の地方債残高では、約 3 億円減少しています。なお、この地方債残高の一部は、国からの交付税として措置され、市の平成 27 年度末の残高に對

しても 7 割程度は、措置される見込みとなっています。今後も将来に負担を残さないように計画的な財政運営を行っていきます。地方債とは、市の借金のこと。市の子どもたち、負担を残さないお金の使い方が必要。や。



■ 問い合わせ 企画課財政担当 (☎ 62-3118)

平成 27 年度 主要な事業 (目的別)

01 総務費

- 上野原市総合戦略策定事業 7,732 千円
- 番号制度対応導入システム整備事業 36,180 千円
- 市制施行 10 周年記念事業 4,197 千円



市制施行 10 周年記念式典

02 民生費

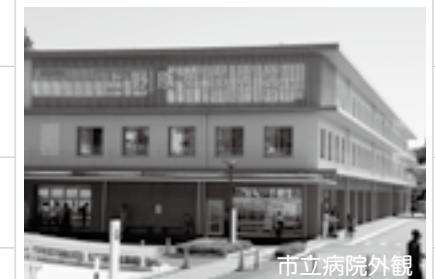
- (仮称) 総合福祉センター事業費 369,449 千円
- (仮称) 上野原保育所(※) 建設事業 344,513 千円
- 第 3 子以降保育料無料化事業 11,684 千円



(仮称) 総合福祉センター建設予定地

03 衛生費

- 塵芥処理費 316,356 千円
- 子ども医療費無料事業 60,651 千円
- 病院費(病院事業に対する繰出金) 212,047 千円



市立病院外観

04 農林水産業費

- 実践型地域雇用創造事業 8,561 千円
- 中山間地域総合整備事業 23,265 千円
- 鳥獣対策事業費 8,695 千円



実践型地域雇用創造事業

上野原市の

お金の使いみち

「歳入」として得た財源を、新規事業をはじめ、さまざまな事業に支出(歳出)しました。平成 27 年度は、(仮称) 総合福祉センター事業、上野原駅周辺整備事業などの工事や整備などに支出しました。その一部を紹介します。

05 商工費

- 地域住民生活等緊急支援事業(プレミアム商品券) 57,183 千円
- 観光費 9,650 千円
- 地域おこし協力隊事業 12,718 千円



地域おこし協力隊

06 土木費

- 市道ハツ沢大門線交差点改良事業 261,002 千円
- 上野原駅周辺整備事業 497,758 千円
- 住宅リフォーム補助事業 3,393 千円



市道ハツ沢大門線交差点

07 消防費

- 高規格救急自動車購入事業 32,422 千円
- 消防団消防ポンプ自動車購入事業 18,078 千円
- 消防団詰所建設事業 7,799 千円



高規格救急自動車

08 教育費

- スクールバス運営費 75,151 千円
- 小学校維持管理費 50,455 千円
- 福島県児童・生徒受入事業 2,010 千円



スクールバス

※平成 28 年 9 月議会で、正式名称が『上野原こども園』となりました。

①実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に占める割合です。家計でいうと赤字額が年収に対してどのくらい占めているかを表した比率です。

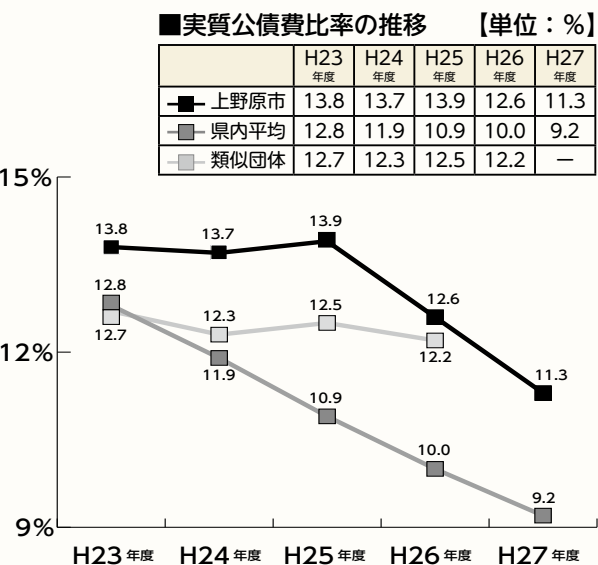
平成 27 年度は、実質収支額が黒字だったため、実質赤字比率は算定されませんでした。

【単位：千円】	
区分	実質収支額
一般会計	397,976
教育奨励資金特別会計	0
合計（一般会計等）	397,976

③実質公債費比率

市の全会計に公営事業会計などの会計を含めた実質的な借金返済額の標準財政規模に占める割合です。家計でいうと、年間の借金返済額が年収に対してどのくらい占めているかを表した比率です。

実質公債費比率は、11.3%で、前年度より 1.3 ポイント改善しており、早期健全化基準 25%を下回っています。



※実質公債費比率は 3 年間の平均値です。
 ※平成 27 年度の県内平均は、速報値です。
 ※平成 27 年度の類似団体数値は未公表のため「—」で表しています。

②連結実質赤字比率

市の全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に占める割合です。一般会計等に公営事業会計を含めた全会計の赤字額がどのくらい占めているかを表した比率です。

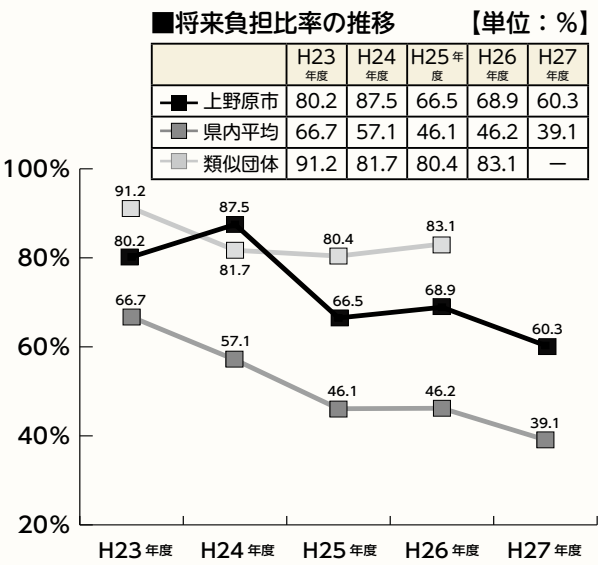
平成 27 年度は、実質収支額等が黒字だったため、連結実績赤字比率は算定されませんでした。

【単位：千円】	
区分	実質収支額・剰余額
一般会計等	397,976
各公営事業会計	489,266
合計（全会計）	887,242

④将来負担比率

地方債残高のほか、将来負担すべき実質的な負債を表した比率です。家計でいうと、将来の借金返済額が年収の何年分にあたるかを表した比率です。

将来負担比率は、60.3%で、前年度より 8.6 ポイント改善しており、早期健全化基準 350%（3.5 年分）を下回っています。



※平成 27 年度の県内平均は、速報値です。
 ※平成 27 年度の類似団体数値は未公表のため「—」で表しています。

- ▶ **標準財政規模**：地方公共団体の一般財源の規模を表すもので、標準税収入額等と普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計です。
- ▶ **実質収支額**：形式収支（歳入－歳出）から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質的な黒字額です。
- ▶ **類似団体**：人口規模や産業構造が上野原市と類似している団体です。
- **問い合わせ**：企画課財政担当(☎ 62-3118)

平成 27 年度決算に基づく

上野原市の健全化判断比率等

地方自治体の財政破綻などの未然防止や財政危機の早期発見と健全化の促進のため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に制定され、財政の健全度を示す財政指標を市民のみなさんに公表することが法律で義務付けられました。
 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率についてお知らせします。

【表 1】健全化判断比率

【単位：％】				
指 標	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率 (3 か年平均)	④将来負担比率
平成 27 年度 上野原市	—	—	11.3	60.3
(早期健全化基準)	(13.82)	(18.82)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.0)	(30.0)	(35.0)	

◎**早期健全化基準**…比率が 1 つでも早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画の策定と外部監査の要求が義務づけられ、計画に基づく財政健全化の取り組みを進めることとなります。

◎**財政再生基準**…比率が財政再生基準を上回ると、上記の早期健全化基準での取り組みに加え、地方債の借入が一部制限されます。

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」で記載しています。

【表 2】資金不足比率

指 標	病院事業会計	公共下水道事業 特別会計	簡易水道事業 特別会計
平成 27 年度 上野原市	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.0)	(20.0)	(20.0)

◎**経営健全化基準**…早期健全化基準に相当するもので、比率がこれを上回ると経営健全化計画の策定が義務付けられます。

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」で記載しています。

【表 3】健全化判断比率および資金不足比率の対象範囲

団体 区分	会計 区分	地 方 財 政 状 況 調 査 表 上 の 区 分	会 計 名 等	対 象 範 囲
上 野 原 市	一般 会計	一般会計等	一般会計	①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率 ※公営企業会計ことに算定
	特別 会計	公営事業会計	教育奨励資金特別会計	
			国民健康保険特別会計	
			後期高齢者医療特別会計	
			介護保険特別会計	
			介護サービス事業特別会計	
		うち 公営企業会計	病院事業会計	
			公共下水道事業特別会計	
			簡易水道事業特別会計	
	広域連合・一部事務組合			
地方公社・第三セクター等（該当なし）				

高齢者への虐待をなくそう

高齢者虐待の現状

平均寿命が延び、多くの方が長寿を得られるようになった一方で、家族や親族、施設職員などが高齢者（65歳以上）の人権を侵害する「高齢者虐待」が増え、社会的な問題となつていきます。厚生労働省が平成26年に全国の市区町村を対象に行った調査では、家族などから虐待を受けたと判断された事例が約1万6千件にものぼつています。表面化していないものを含めれば、さらに多くの高齢者が虐待の被害にあつていていると考えられます。

高齢者虐待の種類

高齢者虐待には、「①身体的虐待」、「②心理的虐待」、「③介護・世話の放棄・放任」、「④経済的虐待」、「⑤性的虐待」の5種類があります。その中

高齢者虐待の発見者には、通報義務があります

には、虐待をしてしまつていゝる当事者が、自分が虐待をしてゐるという自覚がないまま行われているものも少なくありません。また、「高齢者のために」と思つてやつてゐることが、虐待につながつてゐることもあります。

早期対応が肝心

虐待は放置すれば深刻化することが知られており、早期対応が大切です。地域や施設などで虐待を受けてゐる高齢者を発見したり、「虐待かもしれない」と思つた場合は、地域包括支援センターに相談・連絡してください。虐待を受けてゐる高齢者本人が届け出ることもできます。守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることはありません。安心して連絡してください。

虐待が起こりやすい状況とは・・・

一般的にこのような状況下で虐待が起こりやすいとされています。

- ・高齢者に認知症がある
- ・近所づきあいが無い
- ・高齢者と単身の子どもの世帯である
- ・介護者に疾病や障害がある
- ・経済的に困窮している
- ・介護の負担をひとりで抱えている
- ・身近に頼れる家族がいない など

施設での身体拘束も虐待となる場合があります

介護保険施設などにおける次のような身体拘束は、生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、原則として禁止されます。

- ・ベッドや車いすに縛り付ける
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ・手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける
- ・自分の意志で開けることのできない部屋などに隔離する

高齢者虐待を避けるために

高齢者の介護は、考える以上に大変です。家族などが心身ともに疲れきり、追いつめられることにより虐待が発生してしまうこともあります。虐待を避けるために、次のことに気をつけましょう。

1. 周囲の協力を得る
介護は、家族や親戚、知人などの協力を得ましょう。
2. 気軽に相談できるような環境づくり
ホームヘルパー、ケアマネージャー、医師などに相談しましょう。
3. いろいろな資源を有効に利用する
介護保険制度やその他のサービスを上手に利用して、家族の負担を軽減しましょう。

高齢者虐待対応部会の取り組み

上野原市地域ケア会議の専門部会の一つである高齢者虐待対応部会では、在宅や施設での高齢者虐待を防ぐとともに、虐待が起こってしまった場合でも、適切に対応できるように検討していくなかで、『上野原市高齢者虐待対応マニュアル』を作成しました。併せて、高齢者虐待の防止、発見時の通報などについ

て、住民のみなさんに通知し、作成したマニュアルの内容についても普及啓発につとめています。虐待を防ぎ、誰もが尊厳を持ちながら安心して暮らせるように、地域ぐるみで高齢者や介護する家族を支援していきましょう。

虐待を見かけたら、相談・通報窓口へ

明らかな虐待の状況でなくても、『あれっ』と思うことがあれば、迷わずご連絡ください。

上野原市地域包括支援センター（長寿健康課）

☎ 62-3128

※守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることはありません。安心してご相談ください。

あなたの身近にも、
こんな人はいませんか

身体的虐待

- ・たたく、殴る、蹴る
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・やけどを負わせる
- ・打撲させる
- ・ベッドに縛り付ける
- ・身体拘束や抑制をする など

心理的虐待

- ・排泄の失敗を笑ったり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・侮辱を込めて子どものように扱う など

介護・世話の放棄

- ・入浴させず体が汚れている
- ・水分や食事を十分与えず、脱水症状や栄養失調の状態にする
- ・室内にごみを放置するなど劣悪な環境の中で生活させる など

性的虐待

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・嫌がる部位に触れる
- ・性的行為を強要する など

経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する など

これが
高齢者虐待です



安心して暮らせる地域づくりを目指して

ひとり歩きSOSネットワーク事業

市では、安心して暮らせる地域づくりを目指して、高齢者などの日常的な見守りと認知症などによる行方不明者の早期発見・保護などの対応のため、市内の関係機関や協力事業者と連携し、ひとり歩きSOSネットワーク事業を行っています。



協力事業者を募集しています

高齢者などの見守りや、認知症などによる行方不明者の捜索を、日常的な業務の範囲でご協力いただける事業者を募集しています。家族だけでなく、身近な地域の方の協力が大きな力となります。ぜひ、登録をお願いします。

ご協力いただきたい内容

高齢者などの日常的な見守り

通常業務の中で次の例の

例えば

- ・新聞が数日分たまっている。
- ・何日も洗濯物が干したままになっている。
- ・服が汚れている、身体にアザのようなものがある。
- ・子どもと同居してから支払いが滞るようになった。
- ・健康食品や医療器具が必要以上にある。
- ・頻繁に家を修理している。

Xで送信または、電話連絡します。
※平日の日中は行政防災メールでも配信されます。行政防災メールの登録もあわせてお願いします。

登録方法

まずは、長寿健康課地域包括支援担当へご連絡ください。資料をお渡しして内容をご説明します。上野原市ひとり歩きSOSネットワーク事業実施要綱をご確認いただき、賛同していただける場合は事業登録申請書の提出をお願いします。

登録していただいた後、登録内容の変更があるときや登録を辞退するときは、その都度届出をお願いします。

行方不明の心配がある方は
事前登録をお勧めします

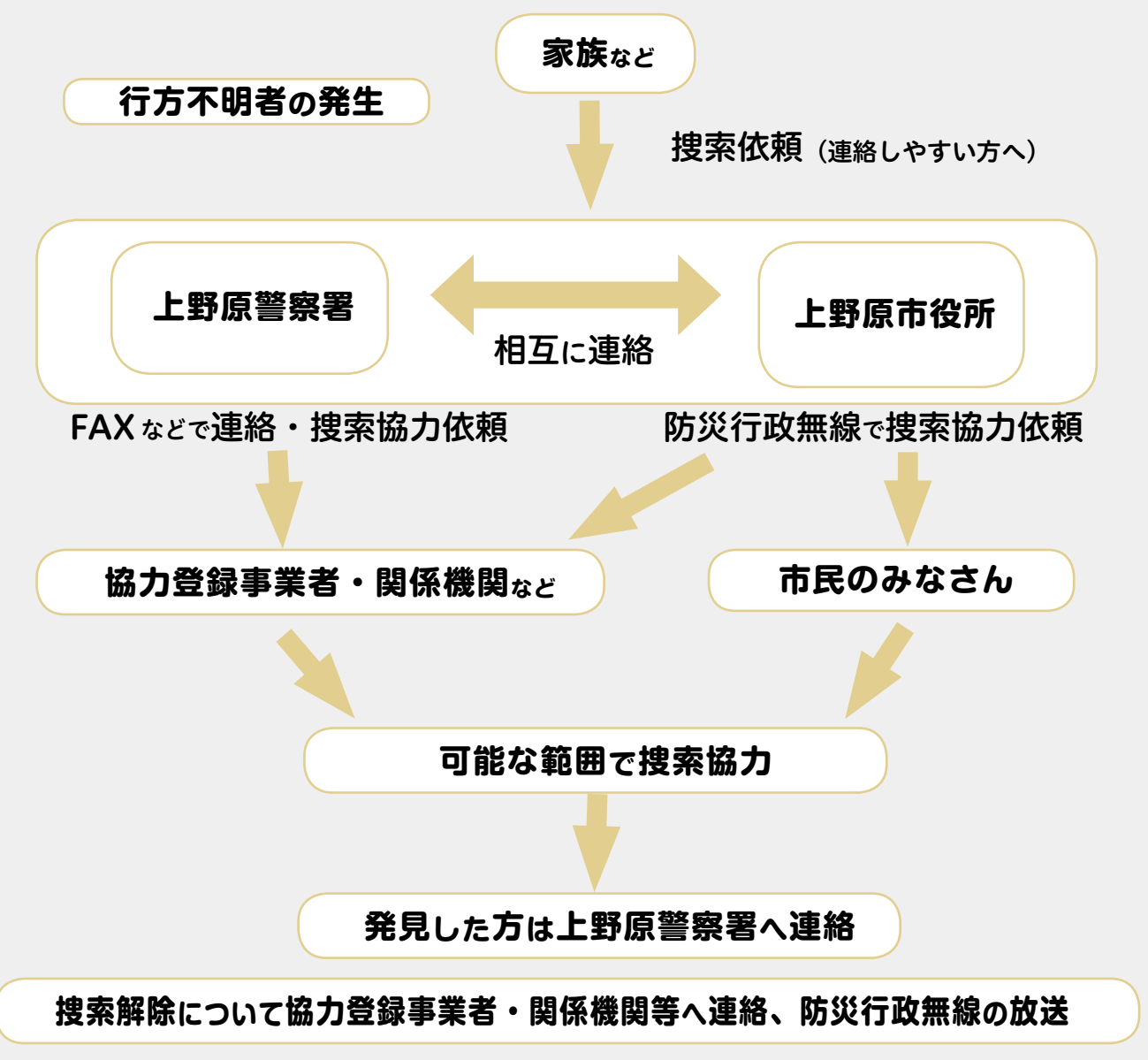
行方不明の心配がある高齢者などのご家族には、すぐにひとり歩きSOSネットワークを利用できるように事前登録をお勧めします。どのくらいの情報を公開するかを、事前に相談して決めることもできます。登録された情報は、市と警察署で保管します。捜索の際には、協力していただける事業者や関係機関などへ行方不明発生当日の情報をFAXで送信し、捜索協力を依頼します。

●対象 市内在住の65歳以上の方で、認知症などで行方不明になる心配のある方。若年性認知症などで同様の心配がある場合、65歳未満でもご利用できます。

●登録方法 万が一の行方不明に備え、早期発見に必要な情報や写真をご家族などの同意のもと、登録します。登録は無料です。

※詳しくは、お問い合わせください。

行方不明発生時のひとり歩き SOS ネットワークの流れ



問い合わせ
長寿健康課地域包括支援担当
☎ 62-3128

平成 29 年度

保育所・認定こども園の入所案内

市では平成 29 年度の保育所（正規・へき地保育所）と認定こども園の入所申し込みを受け付けます。申し込みには、施設・事業者の利用と「保育の必要性」、保育の必要量に応じた認定を確認してお申し込みください。

■ 認定区分と利用可能施設・事業所

区分	年齢	認定条件	利用可能施設
1 号	満 3 歳～	お子さんが満 3 歳以上で、幼稚園などでの教育を希望する場合	※幼稚園（給付対象施設）・認定こども園
2 号	小学校就学前	お子さんが満 3 歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3 号	満 3 歳未満	お子さんが満 3 歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	

※市内幼稚園では、幼稚園（給付対象施設）に平成 29 年度より移行する予定の園はありません（平成 28 年 11 月現在）。

※幼稚園（給付対象施設）に移行しない幼稚園に入園する場合は、支給認定を受ける必要はありません。

■ 保育の必要時間に応じた認定

認定種別	利用可能時間	保護者の労働時間
保育標準時間（最大 11 時間）	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分	月に 120 時間以上の就労 ※主にフルタイムの就労を想定
保育短時間（8 時間）	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分	月に 64 時間以 120 時間未満の就労 ※主に短時間のパートタイムを想定
教育標準時間（6 時間 30 分）	午前 9 時～午後 3 時 30 分	

■ 保育の必要とする事由

①	ひと月あたり 64 時間以上労働していること
②	妊娠中であるかまたは、出産後であること
③	疾病、負傷、障害などのため
④	同居または長期間入院している親族を介護などしているため
⑤	震災、風水害などの復旧にあたっている
⑥	求職活動（企業の準備を含む）を行っているため
⑦	学校などで教育、訓練を受けているため
⑧	児童虐待または家庭内暴力の恐れがあると認められるとき
⑨	育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合
⑩	市長が認める各号に類する状況があるとき

施設・事業者の利用と「保育の必要性」
保育所・認定こども園などを利用するためには、「支給認定」を受ける必要があります。支給認定を受けられる基準は、法令などによって定められており、『子どもの年齢』と『保育が必要な事由』および『時間』により支給認定を行います。

保育の必要量に応じた認定
2 号認定または 3 号認定を受ける方は、保育を必要とする時間に応じて、『保育標準時間』と『保育短時間』のそれぞれ認定区分で認定されます。申請書には、必要とする認定種別を記入ください。

☆うえのはらっ子にゆめを



保育所・認定こども園 入所案内

- ◆ 受付期間 平成 28 年 12 月 1 日（木）～ 9 日（金）
- ◆ 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ◆ 受付場所 福祉課子育て支援担当
- ※へき地保育は、桐原保育所でも受け付けます。
- ※郵送での申し込みは、できません。
- ◆ 入所に関する書類の配布 11 月 4 日（金）から福祉課子育て支援担当で配布します。
- 問い合わせ 福祉課子育て支援担当（☎ 62-3115）

入所案内

■ 正規保育所（秋山保育所）

開所時間	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
入所基準	保育認定子ども（保育所）「保育を必要とする事由」に該当する 2 号・3 号認定
入所年齢	生後 3 か月（生後 8 週を経過した翌月）から小学校就学前
保育時間	保育標準時間：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 保育短時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
延長保育利用可能時間	保育標準時間：延長保育無し 保育短時間：午前 7 時 30 分～8 時 30 分、午後 4 時 30 分～6 時 30 分

■ へき地保育所（桐原保育所）

入所基準	桐原・西原地区に居住していること。※支給認定を受ける必要はありません。
入所年齢	満 3 歳から小学校就学前
保育時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（土曜日は、午後 0 時 30 分までです。）

■ 認定こども園（上野原こども園）

	【教育標準時間認定子ども（幼稚園）】	【保育認定子ども（保育所）】
入所基準	「保育の必要とする事由」に該当しない 1 号認定。	「保育を必要とする事由」に該当する 2 号・3 号認定。
入所年齢	満 3 歳児～小学校就学前	生後 3 か月（生後 8 週を経過した翌月）～小学校就学前
保育時間	午前 9 時～午後 3 時 30 分（土曜日は、休みです。）	保育標準時間：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 保育短時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
延長保育の利用可能時間		保育標準時間：午前 7 時～7 時 30 分、午後 6 時 30 分～9 時 保育短時間：午前 7 時～8 時 30 分、午後 4 時 30 分～9 時（保育標準時間・保育短時間ともに、土曜日の午後は、7 時までです。）

■ 認定こども園（巖こども園）

	【教育標準時間認定子ども（幼稚園）】	【保育認定子ども（保育所）】
入所基準	「保育の必要とする事由」に該当しない 1 号認定。	「保育を必要とする事由」に該当する 2 号・3 号認定。
入所年齢	満 3 歳児～小学校就学前	生後 3 か月（生後 8 週を経過した翌月）～小学校就学前
保育時間	午前 9 時～午後 3 時 30 分（土曜日は、休みです。）	保育標準時間：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 保育短時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
延長保育の利用可能時間		保育標準時間：午前 7 時～7 時 30 分、午後 6 時 30 分～7 時 保育短時間：午前 7 時～8 時 30 分、午後 4 時 30 分～7 時

※休所（園）日は、毎週日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）です。



オコシ タイ 通信

上野原
地域おこし協力隊

vol. 4

梅崎紀宏

風澤奈津美

みなさんこんにちは！
地域おこし協力隊の梅崎と風澤です。
今回は、上野原市に移住して日の浅い私たち
「上野原初心者」から見た、このまちの魅力について
話し合ってみました。
最後まで読んでくれるとうれしいです。

**聞いた話のなかで
素敵だと感じたエピソード**

梅崎 「こんにちは」
風澤 「こんにちは」
梅 「この間、知人に子どもの頃どんな遊びをしていたか聞いたら『あんま釣り』と言われました。あんま釣りって知ってます？」
風 「あんま釣り？」
梅 「あんま釣りは、竹と糸と針で釣り竿を作って、川底の石の裏に付いている虫を餌にして魚を釣る釣り方みたいですよ」
風 「竹で釣り竿を作るんですか？」
梅 「らしいですよ！この辺の方は、子どもの頃にあんま釣りをしていた方が多いみたいですよ」
風 「確かに上野原には、釣り好きな人がたくさんいますよね。桂川や鶴川、秋山川など身近に川が存在を感じることが出来る環境があるからかもしれないですね」
梅 「そうですね、釣りは結構楽しいですよー！」
風 「私も今度、釣りに行ってみようかな」
梅 「ぜひ、行ってみてください。」

この間、釣り堀に行ったのですが、たくさん釣れて楽しかったですよー！」
風 「話は変わりますがもう少しで一年が終わりますね。年末年始の予定とかありますか？」
梅 「友人と自宅で鍋パーティーをしながら過すつもりですよー」
風 「初詣は行かないんですか？」
梅 「行かないですねー！上野原でお参りできる場所ってどこなんですかね」
風 「牛倉神社でお参りができると聞きましたよ。保福寺では鐘が鳴らせるそうですね」
梅 「鐘を鳴らせるんですか？鳴らしたことがないので、鳴らしてみたいですねー」
風 「除夜の鐘を待っているとときには、甘酒が振る舞われるそうですね」
梅 「甘酒飲んで、除夜の鐘鳴らして、最高じゃないですかー」
風 「梅崎さん煩惱多そうなので、108回じゃ足りないかもしれないですね」
梅 「そんなに叩かせてもらえますかね(笑)」
風 「無理だと思います。頑張らって煩惱を減らしてください」

移住者交流会

～I Love Uenohara～

11.26 Sat

14:00・15:30 もみじホール1階 会議室1

▶問い合わせ 地域おこし協力隊 風澤 (☎ 62-3118)

梅 「あつー！そういえば、上野原に移住してきた人向けのイベントをするんですよー」
風 「そうですねー」
梅 「どんなイベントなんですか？」
風 「移住者向け交流会です。詳しくは、左をみてください」
梅 「楽しそうですねー！これを機に移住したばかりの人たちに友達が増えるといいですねー」
風 「はいーみなさん、ぜひ、来てください」



もしもしこちら市長室!!

～市民と市長のホットライン～

上野原市長

江口英雄



『上野原の秋の魅力』
秋は『読書の秋』や『スポーツの秋』などともいわれますが、私は『食欲の秋』が好きです。この時期は、さんまや鯖といった魚介類から、きのこ、里芋、さつまいも、栗など、旬の食材がいっぱい収穫されます。旬の食材を使った料理は、格別に美味しいものです。さんまは脂がのり、さつまいもも甘さたっぷり、つつい食べ過ぎています。
そんな食欲の秋ですが、市内でも旬の食材がたくさん収穫されます。また、その食材の味も良く、市内では、上野原で収穫された野菜が人気を集めているともいわれます。そんな上野原で取れた旬の野菜を販売するイベント『農林業まつり』が11月26日(土)に行われます。このイベントでは、市内の野菜生産者がブースを出店し、自慢の野菜を販売します。また、野菜の品評会に出品された野菜のせりも行われ、大変賑わいます。この野菜の販売やせり以外にも、さまざまなアトラクションなども行われます。ぜひ、足を運び楽しんでください。

市長のひと言 vol.77



秋の八重山展望台

んでいただければと思います。
さて、秋の上野原は、農業だけではなくありません。これからの時期は、紅葉がみごろを向かえます。以前、私は、秋の八重山を登りましたが、山頂付近のもみじがとてもきれいで印象的だったことを覚えています。このように印象に残る山は、この他にも市内にたくさんあります。市では近年、観光にも力を入れ、市観光ホームページ『発見うえのはら』などで、登山ルートの紹介なども行っています。ぜひ、このホームページをご覧ください。きつと、上野原の魅力を再認識するはずです。

市民のみなさんと市長との

ふれ愛トーク

- 日時 11月25日(金) 午前9時～11時
※毎月1回、2時間を目安に開催しています。
- 方法 1人または1組(5人程度)を対象として、対話時間はおおむね20分間です。
- 場所 市長室
※詳しくは、お問い合わせください。
- 申込み・問い合わせ 企画課政策推進担当 (☎ 62-3118)

市長への手紙

- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、設置場所にある応募ボックスに投函してください。
- 設置場所 市役所正面玄関、教育委員会カウンター
- 応募用紙 設置場所に用意してあります。
- 問い合わせ 企画課政策推進担当 (☎ 62-3118)

うえのはら健康家族

●問い合わせ 長寿健康課保健担当 (☎ 62-4134)

今月の健康レシピ No. 12

上野原市をキヌアの里に！！

『ゆでキヌア』

このコーナーで何度も紹介している『キヌア』。このキヌアを使った料理で、キヌアを一番シンプルに味わうなら、お米に混ぜて炊き込んだり、ゆでたキヌアを料理に使うことをおすすめします。そこで今月の健康レシピは、キヌアのゆで方を紹介します。

【ゆで方】

- ① キヌアを目の細かいザルで洗う。
- ② キヌアに対して 2 倍の量の水を沸騰させ、キヌアを入れる。
- ③ ふたをして弱火で 20 分、水分が無くなるまでゆでる（水がたなくなったら足す）。
- ④ 炊き上がったらふたをしたまま 10 分蒸らして出来上がり。

※キヌアを洗う時は、茶こしのような目の細かいザルを使いましょう。
※キヌアには、サゴニンと呼ばれる苦みやえぐみの成分が含まれています。気になる方は、よく洗いましょう。
※サラダのトッピングやスープの具、その他にもさまざまな料理に利用することができます。キヌアをたくさんゆでて保存し、さまざまな料理に利用しましょう。



【栄養メモ】

キヌアは、精白米に比べてタンパク質含有量が高く、カルシウムや鉄分などのミネラルが豊富に含まれています。

保健師からのメッセージ No. 47

今月のテーマ

『自宅でできる体操パート 2』

▶椅子を利用しての運動

《ツイスト運動》

腹筋や太ももの筋肉に効きます。

- ① 椅子に浅く座る
- ② 肘を曲げ、肩の高さまであげる。
- ③ 腕と反対側の太ももをあげ、肘と膝をくっつける。
※なるべく、体がかがめないように気をつける。
- ④ 反対側も同じように行う。

▶立ち上がったの運動

《スクワット》

太ももの筋肉やおしりの筋肉に効きます。

- ① つま先と膝を正面に向けて立つ。
- ② ゆっくりとしゃがんで立ち上がる。膝は直角になるまで曲げない。つま先より膝がまえにでないように注意する。

※腕は肩の高さで前に伸ばしていたほうが少し楽にできます。

●問い合わせ 長寿健康課保健担当 (☎ 62-4134)



保健だより

●問い合わせ 長寿健康課保健担当 (☎ 62-4134)

★乳幼児健診

	実施日	該当児
4 か月児	11月29日(火)	H28年6月16日～7月31日生
9 か月児	11月29日(火)	H28年1月16日～2月29日生
1 歳 6 か月児	12月6日(火)	H27年4月1日～5月31日生
2 歳児	11月28日(月)	H26年9月1日～10月31日生
3 歳児	11月16日(水)	H25年9月16日～11月15日生
5 歳児	11月2日(水)	H23年11月1日～11月30日生

※詳細については、該当児にお知らせを郵送します。

★骨粗しょう症検診

◎対 象 者 市内に住民登録があり、平成 29 年 4 月 1 日までに 40 歳以上になる女性

◎検 診 料 700 円

◎内 容 医師の診察（問診）・前腕とう骨検査

◎検 診 日 11 月 18 日（金）、12 月 16 日（金）
※以降毎月第 3 金曜日（午後 2 時）の実施となります。

◎医療機関 上野原市立病院

◎申 込 み 市立病院 (☎ 62-5121) へ申し込みください。

※市の集団検診との重複受診はできません。

※受付時間は、午後 1 時～ 5 時（土・日・祝日除く）

★検診のご案内

【集団検診】午前実施

◎日 時 11 月 19 日（土）、20 日（日）

◎検診項目 特定（基本）健診・胃がん・肝がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診

◎場 所 保健センター

◎申 込 み 保健担当へ電話で申し込みください。

※市の施設検診との重複受診は、できません。

※対象年齢は、20 歳以上となりますが、前立腺がん検診は 50 歳以上が対象となります。

※年間日程や自己負担金などの検診の詳細については、広報うえのはら 4 月号「保健事業のご案内」をご覧ください。保健センターにお問い合わせください。

★乳がん施設検診

◎対 象 者 市内に住民登録があり、平成 29 年 4 月 1 日までに 40 歳以上になる女性

◎検 診 料 700 円

◎内 容 マンモグラフィ検査

◎医療機関 上野原市立病院

◎申 込 み 保健担当へ電話で申し込みください。

※市の集団検診との重複受診はできません。

伝言板

脳ドックのご案内（上野原市立病院）

■基本検査項目

- ① 診察（問診）、身長、体重、血圧測定
- ② 血液、生化学的検査
- ③ 頭頸部 MRI・MRA

■検診料金 32,400 円（税込）

※オプション：頸動脈超音波検査 5,940 円（税込）

■実施日時 11 月 26 日（土）、12 月 17 日（土）午後

■定 員 4 名

●問い合わせ 上野原市立病院 (☎ 62-5121)

『1 日人間ドック』のご案内

■対象者 35 歳以上 74 歳以下の国民健康保険加入者、75 歳以上の方

■申込み 各実施機関に直接申し込みください。

実施機関	申込み・問い合わせ	送迎
上野原市立病院	0554-62-5121	なし
山梨県厚生連健康管理センター（甲府市）	0120-28-5592	一部あり
仁和会総合病院健診センター（八王子市）	042-644-3721	なし
クアハウス石和（鉤吹市）	055-263-7071	一部あり

※オプション検査・料金・実施日・送迎・持ち物など、詳細は各実施機関へお問い合わせください。

※市の集団健診との重複受診はできません。

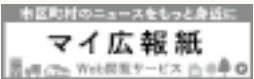
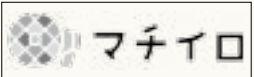
●問い合わせ 市民課国保年金担当 (☎ 62-3112)



広報誌をもっと身近に!! 広報うえのはら WEB 版

パソコンやスマートフォン、タブレット端末で広報うえのはらを観覧することができます。詳しくは、市ホームページ広報うえのはらを検索!!

広報うえのはら **検索**



農業委員会からの お知らせ

農地の売買や賃借などをする場合、農地法に基づく許可が必要になります。

■11月の申請書提出期限

11月10日(木)まで

●問い合わせ 上野原市農業委員会(経済課内) ☎62-3119

平成28年分給与所得の 年末調整等説明会

●日時 11月18日(金) 午後

1時30分～4時

※用紙配布は、午後1時～1時30分に行います。

●内容 平成28年分給与所得の年末調整および法定調書

秋季火災予防運動が 実施されます

《全国統一防火標語》
『消しましょう』

その火その時

その場所で

《秋季火災予防運動》

11月9日(水)～15日(火)

《重点目標》

- ①住宅防火対策の推進
- ②放火火災防止対策の推進
- ③特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- ④製品火災の発生防止に向け

た取組みの推進
⑤多数の方などが集合する催しに対する火災予防指導などの徹底
※市消防本部・署および市危険物安全協会では、11月9日(水)に市内の巡回広報を実施します。

《住宅防火・いのちを守る7つのポイント》

- ①寝たばこは、絶対にやめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離

る。

- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

《住宅用火災警報器の設置済みシール配布》

市消防本部、消防団、市危

だけの事業所などを募集しています。



●問い合わせ 建設課道路河

川担当(☎62-3123)

『知的障害者巡回相談』の お知らせ

●日時 12月8日(木) 午前

10時～午後3時

●場所 市役所会議室A・展示室3

●内容 療育手帳をお持ちの

れるときは、必ず火を消す。

④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

⑤寝具、衣類およびカーテン

からの火災を防ぐために、

防炎品を使用する。

⑥火災を小さいうちに消すた

めに住宅用消火器などを設

置する。

⑦お年寄りや身体の不自由な

人を守るために、隣近所の

協力体制をつくる。

《住宅用火災警報器の設置済

みシール配布》

市消防本部、消防団、市危

『県産後ケア事業』を ご利用ください

市では、県との共同により、宿泊型産後ケア事業を次のとおり、委託実施しています。

●対象者 市内に住所を有する産後4か月までの母親と乳児

●事業内容 母体のケアと沐浴や授乳などの育児指導、母親同士の交流機会の提供

●費用 利用者負担額は、6100円(1泊2食)×利用泊数(3泊4日まで)残りの2万7800円(1泊につき)は、県と市が負担します。

※別途、昼食代が1食につき900円かかります。

●利用方法 長寿健康課保健担当に申請書を提出します。

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

方を中心とした医学的判定や、日常生活のなかで困っていることに対しての相談

●申込期限 11月30日(水)(要

予約)

●主催 山梨県障害者相談所

●申込み・問い合わせ 福祉

課障害福祉担当(☎62-

3115)

応急手当講習会(普通救命講習)開催のお知らせ

●日時 11月26日(土) 午前

9時～正午

●主催 山梨県障害者相談所
●申込み・問い合わせ 福祉課障害福祉担当(☎62-3115)

『元気いきいき教室』開催
（びりゅう館・市民プール）

市では、高齢者のみなさんがいつまでも元気でいきいきと生活していただくために

▶▶▶ びりゅう館

開催内容	曜日	日程	定員	開催時間	参加料
室内運動コース	月曜日午前（12回）	12/12～3/6	各コース 20人	午前10時～ 午後1時	1回500円
	火曜日午前（12回）	12/13～3/7			

▶▶▶ 市民プール

開催内容	曜日	日程	定員	開催時間	参加料
プール運動コース	月曜日午前（11回）	12/5～2/27	15人	午前11時～ 午後1時	1回200円

『元気いきいき教室』を開催します。

●対象者 市内に住所を有し、要介護等認定を受けていない65歳以上の方で、以下の①または②のいずれかに該当する方

①二次予防事業対象者 自立した生活をされているが、何らかの病気や症状があり、そのままでの状態でいた場合、要支援や要介護状態になる可能性が高い方

②一次予防事業対象者 自立した生活をされているが、今後要支援や要介護状態とならないように意欲的に参加したいと考えている方

※①および②に該当するか否かについては、申し込み後に行う日常生活状況の調査により決定します。

《参加にあたっての注意点》

※今回、初めて参加される方は、参加料のほかに保険料として1200円徴収します。

※参加を希望する方は、主治医に運動が可能かどうか確認をお願いします。

※原則、3か月間継続して教室に参加してください。

※教室の途中で体調不良により参加できなくなった場合は、速やかに申し出てください。

※申し込みが定員を超えた場合には、人数を調整させていただきます。

●申込方法 長寿健康課地域

包括支援担当または秋山支所・各出張所に、利用申請書があります。印鑑を持参し、申し込みください。

●申込期限 《びりゅう館》11月8日（火）、《市民プール》11月15日（火）

※いずれも午後5時までに
●問い合わせ 長寿健康課地域包括支援担当（☎62-3128）

11月は、『児童虐待防止
推進月間』です



虐待などを受けた、または受けていると思われる子どもを見つけた場合は、児童相談所などに連絡してください。子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

●問い合わせ 市児童家庭相談室（☎62-1199）、福祉課子育て支援担当（☎62-3115）、都留児童相談所（☎45-7838）

起震車で地震を体験



県立防災安全センターでは、次の日程で、起震車による地震体験を実施します。

▶日時 11月28日（月）午前10時～正午、午後1時～3時
▶場所 市役所センタープラザ
※予約・申込みは不要。誰でも体験可能です。個人、自主防災組織、幼保・小中学校、各種団体、事業所などにおける防災意識の啓発の一環として、気軽にお越しください。

【問い合わせ】
総務課行政防災担当（☎62-3117）

八重山トレイル実行委員会
主催「柚子狩り交流会」開催

●日時 11月23日（祝・水）午前9時集合
●場所 尾続フラワー公園
●定員 20名
●参加料 600円（弁当代、保険代含む）
●申込期限 11月15日（火）
●申込方法 電話で申し込みください。
※詳しくは、お問い合わせください。
●申込み・問い合わせ 八重山トレイルレース実行委員会事務局（☎63-11040）（FAX 62-5495）

平成28年度狩猟免許試験
（狩猟免許4種類）

●日時 平成29年1月18日（水）、19日（木）のいずれか1日
●場所 県立青少年センター内リバース和戸館（甲府市川田町517番地）
●内容 適性試験、知識試験、技能試験
●申請手数料 5200円
●申請期間 11月1日（火）～12月12日（月）（土・日・祝日除く）
※申込方法などの詳細は、お

問い合わせください。

●問い合わせ 県みどり自然課自然保護担当（☎055-223-1520）

『勸学院北都留教室文化展』
開催のお知らせ

●日時 12月10日（土）正午～午後4時30分、11日（日）午前9時～午後3時
●場所 もみじホール2階会議室
●内容 山梨ことびぎ勸学院北都留教室に学ぶ1・2年

生、OBが、クラブ活動や趣味を生かした書道、絵手紙、陶芸、絵画、写真、手芸品、水墨画などを展示
●問い合わせ 富士・東部教育事務所（☎45-7335）

県民の日は、市民プール
施設利用料が無料です

●日時 11月20日（日）
●内容 プール、トレーニングルーム、風呂の施設利用料が全て無料となります。

※タオル、ガウンは有料です。
●問い合わせ 市民プール（☎63-6070）

『付加年金制度』を
ご存知ですか

国民年金の第一号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。
※この制度は、国民年金の第一号被保険者と任意加入被保険者（65歳未満）の方が利用できます。このほかにも、国民年金基金制度があ

ります。

※上乗せ制度の保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

※国民年金保険料の免除または納付猶予を受けている方、国民年金基金に加入している方は、付加年金制度を利用することができません。

※付加保険料の納付手続きは、印鑑年金手帳を持参し、市民課国保年金担当、秋山支所、各出張所にお越しください。

●問い合わせ 市民課国保年金担当（☎62-3112）、日本年金機構大月年金事務所（☎22-3811）
※国民年金基金の加入については県国民年金基金（☎0120-654192）

専門家から市文化財の歴史を聞こう!!

上野原の文化財見学会!!

▶日時 11月23日（祝・水）
《午前の部》午前10時～正午
《午後の部》午後2時～4時
▶集合場所 もみじホールロビー
▶解散場所 保福寺
▶内容 月見が池を散策しながら、保福寺の山門・鐘楼と上野原の大ケヤキを見学（専門家のガイド付）
▶参加料 無料
▶定員 午前・午後の部各20名（計40名）
※定員を超えた場合は、抽選となります。
▶申込方法 電話でお申し込みください。
▶申込期限 11月15日（火）午後5時
《木食白道作の微笑仏ミニ展示》
▶時間 午前9時～午後5時
▶場所 もみじホールロビー

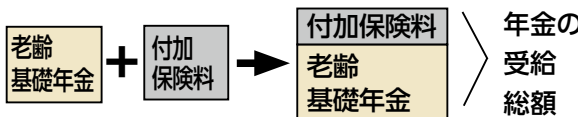


【申込み・問い合わせ】
社会教育課社会教育担当（☎62-3409）

○付加保険料は、月額400円です。

定額保険料（月額）16,260円（平成28年度）+ 付加保険料（月額）400円

○付加年金の受給額（年額）は、65歳から受給する場合『200円×付加保険料を納付した月数』です。



《65歳から受給する場合》

★例えば付加保険料を10年間納付したとすると

○付加保険料の納付総額は、48,000円になります。

400円×120月（10年）＝48,000円

○付加年金の受給額は、24,000円（年額）になります。

200円×120月（10年）＝24,000円

老齢基礎年金に付加年金

24,000円（年額）が上乗せされます。

よって、付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になります。

▶▶▶上野原市立病院 11 月の外来診療 ●問い合わせ 市立病院 ☎ 62-5121

診療時間		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
内 科 外 来	午前 初診予約なし	藤来	呉	余語	村田	木戸	※ 1 内科医師
	午前 予約のみ	呉 三澤・余語	岡本・村田 石井	藤来・花輪	小木 濱・藤来	岡本・村田 進藤	
神 経 内 科	午前	栗田			瀧山		
小 児 科	午前	牧野	牧野	牧野	玉井	牧野	
小 児 心 臓 外 来	午後				第 1 木曜日のみ 【予約制】		
脳 神 経 外 科	午前	長坂	長坂	長坂	山梨大非常 勤医師交替	長坂	
外 科 ・ 肛 門 外 科	午前	松野	遠藤	富岡	松野	富岡	
	午後	富岡					
胸 部 外 科	午後				平良（予約）		
皮 膚 科	午前 / 午後	大沼		三井		岡本	
整 形 外 科	午前	森田	須田	戸島	田	樋貝	
眼 科	午前	大野			※ 2 大野 （予約）	※ 3 大野 （時間短縮）	
	午後			杉谷			
耳 鼻 咽 喉 科	午前 / 午後			松岡		山本	
※ 4 泌尿器科	午前		11/8・22				11/5・12・ 26
※ 5 婦 人 科	午前				山梨大非常勤医師		
西 原 診 療 所	午後				呉		
秋 山 診 療 所	午前	岡本		古屋		上條	
	午後	岡本	※ 6				

※この案内は、10月17日現在のものです。都合により変更となる場合があります。

★小児科の夜間・休日診療などは、山梨県の小児医療体制などに基づき、「富士・東部小児初期救急医療センター」で行っていて、富士・東部医療圏の病院はすべて同様の対応となっています。当院の小児科医は、他病院の小児科医とともに、センターでの診療にあたっています。ご理解とご協力をお願いします。（富士東部小児初期救急医療センター☎ 0555-24-9977）

●受付時間は、午前 8 時～11 時 30 分です。午後の受診がある場合は、午後 2 時～4 時です。

●電話での問い合わせ受付時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時までです。

●※印は、担当医師や受付時間が通常と違いますので、ご注意ください。

※ 1 竹内医師による「睡眠時無呼吸・いびき」の専門外来は、第 3 週土曜日午前中になります（予約制）。

※ 2 眼科の大野医師の外来は、原則、白内障手術紹介患者の完全予約制外来です。

※ 3 眼科の大野医師の診療受付は、午前 10 時までとなります。

※ 4 泌尿器科の診療は、不定期となります【診療日：阿南医師 11 月 5 日（土）、小松医師 11 月 12 日（土）、26 日（土）、村石医師 11 月 8 日（火）・22 日（火）】。なお、初診の受付の火曜日は、午前 10 時までとなります。また、土曜日は、午前 11 時 30 分までとなります。

※ 5 婦人科の診療は、山梨大学の派遣医師による午前のみの診察で、受付時間は、従来どおり午前 10 時 30 分までとなります。派遣医師は、大井医師の予定です。

※ 6 休診となります。ご了承ください。

有料広告



あなたの身近な不動産パートナー

有限会社ベストホーム

土地・建物の購入・売却・相続などの相談、
新築・リフォーム、お任せください。

山梨県上野原市上野原 1 0 0 1 協栄ビル 1 階

**0554-63-6101**

町の便利なお店

ホーム金物・土木建築資材
水道部品・物置・カーポート
塗料・家庭用品

株式会社 富田
〒409-0112 上野原市上野原 3261
☎ 0554-63-1331（代） 日曜・祝日定休日 国道 20 号 つるしん前

新店舗になりました!!
広い店内でゆっくりと
お買い物をお楽しみ下さい
国道沿いに大きな駐車場あり
お買い物は、お車でどうぞ!!

平成 29 年度学童保育所入所案内

平成 29 年度の学童保育所の入所申し込みを受け付けます。

- ◆対象児童 市内に住む上野原小学校区、上野原西小学校区、島田小学校区および秋山小学校区の小学生で、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童
- ※入所は 1 年生～3 年生を優先し、定員に余裕がある場合は、高学年の入所を選択します。
- ◆開設地区 上野原小学校区 3 か所、上野原西小学校区 2 か所、島田小学校区 1 か所、秋山小学校区 1 か所
- ◆開設日時 月～金曜日の下校時～午後 6 時、土曜日・春休み・夏休み・冬休みは、午前 8 時～午後 6 時、延長時間は、午後 6 時～6 時 30 分（平成 28 年度現在）
- ◆費用 月額 5 千円（ただし、前年度分市町村民税非課税世帯は半額）
- ※午後 6 時以降にお迎えの場合、延長保育料が 1 児童 1 回につき 1 0 0 円。
- ◆申込書 11 月 4 日（金）から福祉課子育て支援担当でお渡しします。
- ◆受付期間および時間

■ 学童保育所紹介

学童保育所名	学区	定員	電話番号
ありんこ第一クラブ	上野原小学校区	40	62-3109
ありんこ第二クラブ	上野原小学校区	40	62-3522
ありんこ第三クラブ	上野原小学校区	40	63-4151
コモコモクラブ 1	上野原西小学校区	45	66-3925
コモコモクラブ 2	上野原西小学校区	45	66-3925
かぜのこクラブ	島田小学校区	20	62-3233
あおぞらクラブ	秋山小学校区	30	56-1234

※定員数は、平成 28 年度現在のものです。

- ◆受付場所 福祉課子育て支援担当
- ※郵送での申し込みはできません。
- 問い合わせ 福祉課子育て支援担当（☎ 62-3115）
- 12 月 1 日（木）～9 日（金）（土・日除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ※受付期間以前の申し込みはできません。また、受付期間終了後の申し込みは、期間内に申し込みされた方が優先されます。

▶▶▶ 11 月の各種相談日

区 分	日 時	場 所
児童巡回相談	17 日（木）（要予約☎ 62-3115） 午前 10：00～午後 3：00	もみじホール 3 階和室
児童家庭相談室	毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 午前 8：30～午後 5：00	福祉課子育て支援担当 ☎ 62-1199
母子父子家庭相談	毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 午前 8：30～午後 5：00	福祉課子育て支援担当 ☎ 62-3115
ふれあい福祉相談	毎週木曜日 午前 10：00～午後 3：00	市勤労青少年ホーム相談室☎ 63-3444
人 権 相 談	10 日（木）、25 日（金） 午前 10：00～正午	市役所 1 階会議室 B（福祉課横）
行 政 相 談	21 日（月） 午前 10：00～正午	市役所 1 階会議室 A
障害者出張相談	17 日（木）（要予約☎ 62-3115） 午後 1：30～4：00	市役所 1 階会議室 B（福祉課横）

区 分	日 時	場 所
結 婚 相 談 所	毎週日曜日 午前 10：00～午後 3：00	織物工業協同組合 ☎ 63-3800
学校カウンセラー 教 育 相 談	毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 午前 8：30～午後 4：00	もみじホール相談室 ☎ 63-5700 ☎ 0120-28-7830
消費生活相談	毎週火曜日（祝日除く） 午前 8：30～午後 5：00	生活環境課生活環境担当 ☎ 62-3114
市 税 収 納・ 納 税 相 談	27 日（日） 午前 9：00～正午	税務課カウンター ☎ 62-3113

窓口業務

区 分	日 時	場 所
市民課日曜窓口	27 日（日） 午前 9：00～正午	市民課カウンター ☎ 62-3112

おめでた・おくやみ

誕生

- ▶ 巖地区
岩下奈央（修）
鈴木澤花（重洋）
尾形玲旺（佳純）
- ▶ 大鶴地区
細田都芭希（一希）
- ▶ 島田地区
上原久遠（明大）
- ▶ 上野原地区
山口結華（誉）
山下斐与（充）
三浦朝輝（裕太）

婚姻

- ▶ 大鶴地区
志村啓太 = 坂本系帆

死亡

- ▶ 大目地区
水越福江（力）
田原榮子（智範）
三島芳明（政美）
水越展夫（高夫）
- ▶ 甲東地区
網野征一（克也）
- ▶ 上野原地区
坂田久子（網野重子）
臼井房子（一則）
菊地和雄（睦夫）
清水壽賀子（文哉）
守屋實（貴仁）
伊藤美代子（岡野みち子）

（ ）は、誕生の場合が保護者、死亡の
場合が届出人です。
【敬称略 順不同】
= 9 月届出分 =

～ 子育て応援掲示板 ～

● 桐原地区『たまひよママのお茶会』

【日 時】 11 月 18 日（金）、午前 10 時～正午
【場 所】 桐原保育所
【内 容】 園児たちによるお店屋さんごっこ
【問い合わせ】 代表者 互井（☎ 090-3212-2262）

● 島田地区『たまひよママのお茶会』

【日 時】 11 月 25 日（金）、午前 10 時～正午
【場 所】 島田コミュニティセンター
【内 容】 生活協同組合パルシステムと協働して
親子遊びやおやつと一緒に食べるなど、
楽しい時間を過ごせます。
【問い合わせ】 代表者 佐藤（☎ 63-1519）

● 子育てサロン『あそびにおいでよ！』

【日 時】 11 月 10 日（木）、24 日（木）
午前 10 時～正午
【場 所】 新一区集会所
【内 容】 親子が安心して遊べ、ママ友がつくれ
る。子育ての悩みなどを気軽に相談で
きる第 2 の実家のような場所です。
【問い合わせ】 代表者 作田（☎ 090-9134-7827）

● 『たまひよ DX』

【日 時】 11 月 12 日（土）、午前 10 時～正午
【場 所】 コモア内 4 丁目集会所
【内 容】 成長・発達がゆっくり。マイペース？
なお子さん（18 歳位まで）の健やかな
育ちを願う親の会です。
【問い合わせ】 代表者 森本（☎ 080-5112-3142）
※日時が変更する場合があります。参加希望者はご連絡くださ
い。

すくすく育て
うえのはらっ子

～我が家の主役～



巖地区 小野内 杏奈ちゃん（4 歳 9 か月）
美櫻ちゃん（3 歳 1 か月）
崇さん、美奈さんの長女・二女
“これからも元気いっぱい仲良く
笑顔で過ごしてね”

島田地区 小俣 千琴ちゃん（3 歳 8 か月）
詩乃ちゃん（1 歳 2 か月）
誠秀さん、幸さんの長女・二女
“いつまでも仲よし姉妹でいてね！”

《募集》

わが家の主役に掲載する写真を募集しています。掲載を希望される方は、企画課までお問い合わせください。企画課政策推進担当（☎ 62-3118）

～ 子育てサポート情報 ～

● 子育てプレイルーム

【日 時】 11 月 2 日（水）、16 日（水）、30 日（水）
午前 9 時～正午
11 月 9 日（水）、24 日（木）
午前 9 時～午後 3 時
【場 所】 もみじホール 2 階会議室 2
※初めて利用される方は、事前に申し込みください。

●申込み・問い合わせ
福祉課子育て支援担当（☎ 62-3115）



● 子育て支援センター

【日 時】 平日午前 9 時～午後 0 時 30 分
午後 2 時 30 分～4 時
※ランチルーム：午前 11 時 30 分～午後 0 時 30 分
※相談受付：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
【場 所】 巖こども園内
【内 容】 親子で自由に遊ぶことができ、親
同士の交流や情報交換、悩みの相
談ができる場所です。毎月、誕生
会、お話広場、子育て講座など、
多数行事を行っています。
●問い合わせ 子育て支援センター（☎ 62-6201）



気軽に参加してください

上野原市長選挙および市議会議員補欠選挙

平成 29 年 3 月 19 日に任期満了を迎える上野原市長選挙の期日が決定しましたのでお知らせします。また、市長選挙と同時に、現在 1 人欠員となっている市議会議員補欠選挙が行われる予定です。

《選挙期日（投票日）》

平成 **29 年 2 月 19 日（日）**

《告示日》

平成 **29 年 2 月 12 日（日）**

《期日前投票》

投票期間 ▶ **2 月 13 日（月）～ 18 日（土）**

投票時間 ▶ **午前 8 時 30 分～午後 8 時**

投票場所 ▶ **上野原市役所、秋山支所**



上野原市長選挙および市議会議員補欠選挙 立候補予定者説明会

平成 29 年 3 月 19 日に任期満了を迎える上野原市長選挙と、現在 1 名欠員となっている市議会議員の補欠選挙が、平成 29 年 2 月 12 日（日）告示、平成 29 年 2 月 19 日（日）投開票の日程で行われる予定です。この 2 つの選挙の立候補予定者説明会を次の日程で開催します。

上野原市長選挙立候補予定者説明会

▶ 日 時 12 月 22 日（木）午後 1 時 30 分
▶ 場 所 もみじホール 2 階会議室 2

※出席される人数は、各陣営立候補予定者を含めて 3 名以内をお願いします。

上野原市議会議員補欠選挙立候補予定者説明会

▶ 日 時 12 月 22 日（木）午後 3 時 30 分
▶ 場 所 もみじホール 2 階会議室 2

※出席される人数は、各陣営立候補予定者を含めて 3 名以内をお願いします。

●問い合わせ 上野原市選挙管理委員会事務局（総務課内）☎ 62-3117

上野原市同窓会支援事業

市では、市民と市出身者との交流機会の創出により、移住定住の促進のほか、市を応援してもらうきっかけづくりとして、同窓会への支援事業を始めます。

▶補助要件

- ①市内の同一の小学校、中学校、高等学校および大学の卒業生で開催すること
- ②参加者が同窓会を開催する日の属する年度末時点で 25 歳以上であること
- ③市内の飲食店または市文化ホールで開催すること

補助金額 参加者数 × 2,000 円、最大 5 万円

※ただし、予算の範囲内となります。
※補助金の交付を受けるには、申請手続きが必要です。
※開催日の 14 日前までに申請書を提出する必要があります。
※同一の単位で行う同窓会への補助金交付は、1 回限りとなります。

- ④ 15 人以上（うち市外居住者が 5 人以上）参加すること
 - ⑤平成 29 年 3 月までに実施すること
 - ⑥市の情報提供の機会を設けること
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
【問い合わせ】企画課特命地方創生担当（☎ 62-3118）

リンデン だより LINDEN LETTER

一 般 書

◇『天を灼く』

あさのあつこ／著 祥伝社

◇『ツタよ、ツタ』

大島真寿美／著 実業之日本社

◇『つめ』

山本甲士／著 小学館

児 童 書

◆『おにぼう』

くすのきしげのり／作 伊藤秀男／絵
PHP 研究所

◆『しゅくだいとびばこ』

福田岩緒／作・絵 PHP 研究所

絵 本

○『七五三だよー・二・三』

長野ヒデ子／作・絵 佼成出版社

○『きつねのがっこう』

いもようこ／作 講談社

図書館イベント

◆子ども映画館『パディントン・ベア』

日時 11 月 12 日（土）午前 10 時～10 時 30 分、午後 2 時～2 時 30 分

◆子ども図書館まつり
『影絵・ペープサート・マジックなど』

日時 11 月 19 日（土）午後 1 時 30 分～
場所 もみじホール

◆リンデンドーム朗読館『みかん』
芥川龍之介／作 ほか

日時 11 月 20 日（日）午後 2 時～
【協力】上野原朗読の会

◆親子文芸講座『ビーズ教室』

日時 11 月 26 日（土）午後 1 時～2 時 30 分

◆ライブラリーキッズルーム
～英語絵本おはなし会～ 大型絵本『あかずきん』ほか

日時 11 月 5 日（土）午後 2 時～3 時

《開館時間》

●水・金・土・日 午前 9 時 30 分～午後 5 時

●火・木 午前 9 時 30 分～午後 7 時

【問い合わせ】市立図書館 ☎ 63-5241

スマイル ニュース SMILE NEWS # 121

ドイツ人の見た日本

女性の暮らし方 11 月 12 日（土）
働き方 午後 2 時～4 時
もみじホール会議室 2



ドイツ日本研究所の
フェーベさんを招いて
講演会をします。



ドイツ日本研究所の副
所長です。男女共同参画、
政治学などの研究をして
います。
夫のマリオさんが、仕
事を辞めて一緒に日本に
来てくれました。

日本に来てから 3 年
前に息子さんが産ま
れました。来年 2 月
には二番目のお子さ
んが産まれます。



研究の話、子育ての話、夫の援助など女性
の暮らし方、働き方について語っていただき
ます。

入場無料

託児あります。事前に連絡
をお願いします。

主催 上野原市男女共同参画推進委員会

【問い合わせ】市男女共同参画推進委員会
（総務課行政防災担当内）☎ 62-3117

広報担当者が行く 寄り道うえのはら

第25回西原ふるさとまつり 今年のゲスト!! 演歌歌手の三田明さん!!

10月9日(日)、羽置の里びりゅう館で、第25回西原ふるさとまつりが行われました。会場では、雑穀を使ったお菓子や地元西原産のそば粉でつくったガレットなどの販売、移住・相談ブースの設置、民俗資料の展示なども行われました。また、ステージでは、甲斐の国三頭太鼓やゲストの三田明さんによる歌謡ショーなどが行われ、多くの見物客でにぎわいました。



▲びりゅう館の敷地内は、多くの観客で埋め尽くされました。

花と食のフェスティバル 大盛況!! 桐原のB級グルメ!!

10月16日(日)、ふるさと長寿館、尾続フラワー公園で、長寿の里ゆずりはら活性化イベント『花と食フェスティバル』が行われました。これは、桐原地域振興協議会活性化イベント実行委員会が主催して行われたものです。会場では、市内芸術家や写真家の作品展示、せいだのたまじ、おぼく、ずりだしうどんなど、桐原地区のB級グルメが振る舞われました。

▼太鼓や笛の音に合わせて舞う、三匹の獅子



伝 桐原地区日原の獅子舞 伝統の獅子舞!!4地内で奉納!!

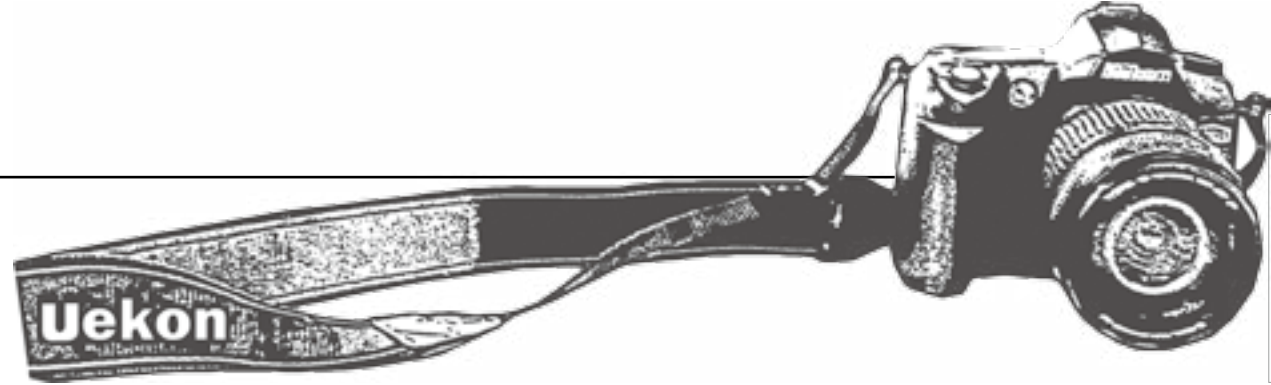
10月1日(土)、2日(日)、桐原地区日原で、伝統の獅子舞が奉納されました。この獅子舞は、三匹の獅子が太鼓や笛の音に合わせて乱舞する、県内でも珍しい一本立ちの獅子舞です。地区内に響き渡る笛の音色に誘われて、地区外からも多くの見物客が訪れていました。この他にも、猪丸、小伏、大垣外の3地内で獅子舞が奉納されました。

▼会場では、つきたてのお餅も振る舞われました。



編集後記

今月号の古在家神楽舞の取材。保存会や地域のみなさんが温かくそして優しく迎え入れてくれたことで、リラックスして取材することができました。また、本来入ることができない神事や舞台袖などを撮影させていだけたこと本当に感謝しています。さて、取材を重ねることで見えたこと、それは地域の団結力の強さ、そして長い歴史と伝統を持つ神楽への想いでした。また『練習・準備・本番、そのすべてが伝統』と話した師匠の言葉からは、この団結力の強さの理由が見えたように感じました。私はこの地域に住むみなさんの温かさや優しさ、そしてこの団結力が、西原地区の目では見ることのできない魅力の一つなのだと思います。この魅力を生む古在家神楽舞をこれからも応援していきたいと思います。ちなみに、神楽舞終了後、保存会のみなさんのご好意で反省会にも初参加。帰宅したのが深夜3時で朝の出勤がつかかったですが、たくさんのお話を聞くことができて本当に楽しい取材でした。(大神田)



第31回上野原西部地区民運動会 激戦!! 最後の競技、障害物競走!!

10月16日(日)、上野原小学校グラウンドで、第31回上野原西部地区民運動会が行われました。この運動会では、向風、山風呂、新井、西シ原、羽佐間、小沢区の6区が、玉入れやパン食い競争、各区対抗リレーなどの種目で競い合いました。最後の競技となった障害物競走では、最終走者まで勝負がもつれ込み、白熱した争いとなりました。総合優勝を果たしたのは向風区でした。



▲障害物のネットをくぐり抜け、走り出す各地区の選手たち

命 合同水難救助訓練 を守れ!! 水難救助訓練実施!!

9月26日(月)、旧島田中学校前の桂川で、水難合同救助訓練が行われました。これは、山梨県消防防災航空隊と大月市消防署、上野原市消防署の職員が、河川や湖沼で水難事故が発生したことを想定した救助訓練です。当日は、河川でおぼれていることを想定した要救助者をボートから救助したり、ヘリコプターで救助するなどの訓練を行いました。



▲ボートからロープを投げて救助する隊員

▼参加した親子と主催者のみなさんとで記念撮影



初 『親子でつくる和菓子教室』 初めての挑戦!! 親子で和菓子づくり!!

9月24日(土)、勤労青少年センター料理実習室で『親子でつくる和菓子教室』が行われました。これは、上野原青年会議所が主催で、市内和菓子店『菓子処植松』の植松正弘さんを講師として招き、親子にお菓子づくりを教えるものです。当日は、11組27名の親子が参加し、和菓子づくりに挑戦しました。